議第11号議案

重度心身障害者医療費支給事業補助金の対象者拡大を埼玉県に求める意 見書の提出について

重度心身障害者医療費支給事業補助金の対象者拡大を埼玉県に求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

令和5年3月20日提出

富士見市議会議長 斉 藤 隆 浩 様

提出者	富士見市議会議員	根	岸		操
賛成者	同	尾	崎	孝	好
	同	今	成	優	太
	同	JII	畑	勝	弘
	同	篠	田		剛
	同	伊勢田		幸	正

提案理由

重度心身障害者医療費支給事業補助金の対象者拡大を埼玉県に求める意見書を地方 自治法第99条の規定に基づき埼玉県に対して提出するため、この案を提出します。

重度心身障害者医療費支給事業補助金の対象者拡大を埼玉県に求める意見書

現在、重度心身障害者医療費助成制度の対象となっている精神障がい者は、 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人のみであり、2級の手帳所 持者は対象外となっている。

しかしながら、2級の手帳所持者の多くは、継続的に就労することが困難であることから、その所得は低い水準となっている。そのため、経済的な理由から、医療機関での受診を控え、障がいの状態が悪化することが懸念される。

精神障がい者の医療費負担の軽減は、地域において自立した生活を営むための有効な方策の一つであり、2級の手帳所持者に対しても医療費の助成を行うことが急務となっている。

この制度の実施にあたっては、市町村が窓口となり、富士見市が支給した医療費助成金の5割に相当する額が埼玉県から重度心身障害者医療費支給事業補助金として交付されているところではあるが、対象者の拡大について、市単独事業での実施は財政的に困難である。

よって、富士見市議会は、埼玉県に対し、重度心身障害者医療費支給事業補助金の対象者を拡大し、精神障害者保健福祉手帳2級の所持者も対象に加えることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

様

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

埼玉県知事